

## 船舶事故調査報告書

平成30年2月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月24日 06時20分ごろ
発生場所	静岡県牧之原市相良港東方沖 相良港平田防波堤灯台から真方位132° 1.4海里付近 (概位 北緯34°41.2′ 東経138°14.3′)
事故の概要	漁船海徳丸は、北北東進中、錨泊中の漁船光進丸に衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 海徳丸、6.89トン SO2-3103（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 光進丸、1.7トン SO3-23511（漁船登録番号）、個人所有 第242-16546号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約14ノットの対地速力で北北東進中、船首浮上による死角が生じた状態で、船長が、操舵室の椅子に腰を掛けて操船していたところ、至近に迫ったB船に気付いたものの何もできず、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南西方に向けて錨泊中、船長Bが、左舷船尾部で釣りをしていたところ、左舷船首方に接近するA船を認め、A船の動静を見ていたが、A船が変針せずに接近して来るので、大声を上げるとともに手を振り、笛を吹いて注意喚起を行ったものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付くのが遅れ、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、A船を認めた後、A船が変針せずに接近して来るので、大声を上げるとともに手を振り、笛を吹いて注意喚起を行ったものの、A船が衝突したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、A船が、北北東進中、船長Aが、船首死角を補う見張りを行っていなかったため、前路で錨泊中のB船に気付くのが遅れ、B船に衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船首が浮上して死角が生じる場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。</li></ul>